

近世ハプスブルク君主国における軍隊と兵士

岩 崎 周 一

要 旨

本論の目的は、近世においてハプスブルク君主国の兵士たちが実際に生きた世界の実状を、当時の法令・通達、および関係者が残した体験記・見聞録を史料として検討することである。

17世紀末より、常備軍の必要性を確信したハプスブルク王権は、軍を可能な限りその統制下におこうとした（「軍隊の君主国化」）。しかし、忠良にして勇敢・優秀な自国民出身の兵士によって構成される、国家による管理監督が行き届いた軍隊の形成という理想が実現されることはなかった。人々の意識において、戦争や軍事は基本的に自分とは関わりのない厄介事であった。実際に軍人・兵士となったのは、(1) 傭兵を生業とする人々、(2) 強制的な徴募の犠牲となって意に反して軍役につかされた人々、(3) それまでの生活環境から脱出し、社会的上昇を果たす機会として軍役をとらえた人々のいずれかであった。また兵士たちは、身分・出身・民族・宗教・言語などにおいて多種多様であり、共属意識にはきわめて乏しかった。

近世の軍隊が抱えたこうした諸問題を解決する策として、18世紀後半からは、現実に存在する多様性・多元性を超克するような「国民」意識や愛国心の涵養が主張されるようになった。そしてこの主張の実現は、フランス革命とナポレオン戦争がもたらした動乱の後、達成すべき国家目標に変化する。ハプスブルク君主国の軍隊は以後その崩壊にいたるまで、個々の領邦や民族ではなくハプスブルク君主国そのものに愛国心をいだけ「国民」を担い手とすることをめざし、不断の苦闘を重ねることとなっていった。

キーワード：軍隊、軍役、近世、ハプスブルク君主国、「国民」意識

はじめに

「奥国ノ兵ハ、華ハ華ナリ、華ニ失スルナランカ」。1873年、いわゆる岩倉使節団の随員としてハプスブルク君主国の首都ウィーンを訪れていた久米邦武は、6月4日に大々的に催された閱兵式を観覧した際、このような感想を残した¹⁾。以来今日に至るまで、ハプスブルク君主国の軍事・軍隊を「奢侈文弱」とするこのような見方には、基本的に変化がないように思われる。そして、「戦は他国にさせておけ。なんじ幸いなるオーストリアよ、結婚せよ *Bella gerant alli, tu felix Austria, nube!*」という誤

解の多い、ただし人口に膾炙した言い回しもまた、このイメージの成立に大きくあずかっているといえるだろう。こうした状況が大きく影響して、日本はもとより欧米においても、ハプスブルク君主国の軍隊はながらく歴史研究の対象として十分に認識されることはなかった。まして、第二次世界大戦の暗い記憶のもと、とりわけドイツ語圏において軍事史そのものが日陰の存在となるなか、その復権は望むべくもなかったのである。

しかし近年、ドイツ語圏において、軍事史はにわかに活況を呈する研究分野となった。その最も重要な要因は、戦後著しく発達した社会史研究の影響を受け、国家および社会のさまざまな分野と軍事との関係を総合的に問う「新しい軍事史」が台頭してきたことである²⁾。従来の軍事史は、個々の戦争・戦闘や軍事力の分析、そしてそれにもとづく戦史の編纂に重きをおき、軍事学の一分野として発展してきた。これに対し、「新しい軍事史」は国家および社会のありようにまず主たる関心があり、その解明のためには軍事・軍隊の問題に取り組むことが不可欠であるという認識を出発点としている。そこでは狭義の軍事学的関心は、否定されるものではないにせよ、基本的に後景に退いている。

こうした状況はハプスブルク君主国の軍事史研究にも影響を及ぼし、少なからぬ成果が現れるようになってきている。たとえば2011年11月には、オーストリア国立文書館の一部門である軍事史料館Kriegsarchivにおいて、「今日の軍事史」と題したシンポジウムが開かれた。しかしそれは、同史料館のミヒャエル・ホーヘトリンガー個人の活動に負うところが大きく、研究者の層自体はまだまだ薄いと云わざるを得ない³⁾。また日本のハプスブルク君主国研究においては、近代（19世紀以降）に関しては軍事史に関して注目すべき成果がいくつか残されているものの⁴⁾、近世（16～18世紀）となると、そもそもその時期の研究自体が従来活発でなかったため、研究の蓄積は皆無に等しい。したがって、近世のハプスブルク君主国において軍隊がどのような存在として立ち現れ、地歩を固めていったかという問題を考察することには、少なからぬ意義があると言えるだろう。

以下本稿では、近世のハプスブルク君主国における軍隊について、常備軍創設の年とされる1649年から1800年頃までを対象として検討する。この時期の軍制の概要および沿革については先に別稿にて論じたので⁵⁾、ここでは現場の実態がどのようなものであったかという問題を、先行研究を踏まえつつ、当時の法令・通達、および関係者が残した体験記・見聞録を史料として探っていく。最初に、軍隊を近世以降に勃興した一種の「社会集団」とみる近年の研究動向にならい、軍隊の特徴を社会史的な視座から総体的に把握する（第一章）。ついでよりミクロな視座から、給与や衣食住といった日常的な問題を通し、兵士の生活について論じる（第二章）。以上の検討により、近世においてハプスブルク君主国の兵士たちが実際に生きた世界の実状に迫ってみたい。

1 軍の諸相

(1) 兵士人口と「民族」構成

18世紀後半におけるハプスブルク君主国の宰相ヴェンツェル・アントン・カウニッツは、総人口に占める軍人の割合が1%を超えると国家経済に支障が生じると考えていた⁶⁾。しかし、近世においてヨーロッパ諸列強が擁した兵力は、平時においてもこの「危険水域」に近付いており、戦時には優にそれを上回っていた⁷⁾。これはハプスブルク君主国においても当てはまる。信頼できる統計が乏しく、また支配領域の変動が激しかったために概算とならざるを得ないが、公称であるとはいえ、18世紀初頭には総人口およそ1000万に対して平時に8万強そして戦時に13万強、18世紀末には2420万に対して平時に22万1272、戦時に31万強となっている⁸⁾。もとよりこれには地域差があり、たとえばオスマン帝国との境界線上にあって独自の軍事植民制が敷かれていた「軍政国境地帯」においては、17世紀の段階において人口のおよそ20～25%が、程度の差はあれ軍務に携わっていた⁹⁾。

次に民族的な構成についてみてみよう。ハプスブルク王権はおおよそ18世紀初頭から、兵士をできるだけハプスブルク君主国内、あるいは神聖ローマ帝国内で集め、「勇敢な愛国者」として育成することを重視するようになった¹⁰⁾。1715年のある布告では、軍に入れることがふさわしくない国籍の人々として、フランス人、イタリア人、スイス人、ポーランド人、ハンガリー人、クロアチア人が挙げられている¹¹⁾。ここにハンガリー人までもが含まれている点は、とくに注目に値しよう。

しかし実際には、ハプスブルク君主国の軍隊も近世における他のヨーロッパ諸国と同様、「国民軍」などではまったくなく、国外出身者がかなりの割合で加わっていた。1744年に入営した総計5万2391の新兵のうち、君主国領外の出身者が占める割合は19.4%となっている¹²⁾。また1780年の記録では、「ドイツ」連隊の総兵力12万3825のうち、3万4545(27.9%)が外国人であった¹³⁾。また、1765年から91年までに、こうした兵士の数はおよそ12万8千に達したという¹⁴⁾。ただでさえ兵員の充足がきわめて困難であった当時、軍の「ドイツ化」などはまったく不可能な要求であったのである。

このため18世紀中葉になると、王権も現実に存在する軍の「他民族」的状況を容認し、それに配慮する姿勢を示すようになった。たとえば1765年の記録によると、この年の聖パトリキウスの日(3月17日)に宮廷人はアイルランド(ケルト)十字をつけ、軍人に特に多かった君主国内のアイルランド系の人々に敬意を表した¹⁵⁾。また1758年に設けられた「マリア・テレジア軍事勲章 Maria-Theresian-Militärorden」は、授与の条件として敵に対する勇敢さのみを挙げ、身分・民族・宗教のいずれをも問わないと明記している¹⁶⁾。そして1788年には、ユダヤ人も「一般」の臣民と同様に軍役につくこととされ、同時に軍における栄達の道も開かれることとなった¹⁷⁾。ここには、旧来の偏見を理性の光によって除去しようとする啓蒙主義の精神がうかがえる。この決定を当初軍は歓迎しなかったが、実戦においてユダヤ人が有能な兵士であることを示したため、そうした風潮は徐々に弱まり、軍役はユダ

ヤ人の社会統合にも一役買うこととなった¹⁸⁾。

(2) 言語

上述の事情により、軍においては話される言語も多様であった。支配的であったのはドイツ語で、軍において出世しようと望む者にとって、ドイツ語能力はほぼ不可欠であった。しかし、ドイツ語を「職務用語 Dienstsprache」化しようとする軍上層部の試みはなかなか実現しなかった。このため戦場においては、意志の疎通が十分でないためにしばしば混乱が生じた。この問題は19世紀後半になってすら解決せず、結局軍は、軍における使用言語を「指揮語」（80語程度のドイツ語からなる簡単な命令用語）、「服務語」（軍務に必要なドイツ語の専門用語）、「連隊語」（連隊を構成する兵士の母語による日常語）の三種に分け、現実に存在する兵士の多言語性に配慮することを余儀なくされた¹⁹⁾。

一方で、こうした環境を背景として、知的好奇心に富む者にとって、軍隊は知的交流を促進する場ともあった。たとえば「家父の書」の代表作として知られる『篤農訓－貴族の地方生活』の著者ヴォルフ・ヘルムハルト・ホーベルクは、1632年から41年まで軍にあって大尉にまで昇進したが、そのかわり自己の教養の研鑽にも努め、ラテン語で詩歌をものしたり、兵卒から学ぶなどしてスペイン語、フランス語、イタリア語そしてギリシア語の知識を身につけた。オットー・ブルンナーが言うように、彼の軍隊での日々は、大学での勉強や騎士旅行に比する意味を持つものであったといえる²⁰⁾。

また下級貴族（改宗ユダヤ人）の出身で、ハプスブルク君主国における啓蒙主義運動の中心人物となったヨーゼフ・ゾンネンフェルスは、家の財政事情により勉強を中断して軍に入ったが、彼にとって、「ともに過ごした多くのハンガリー出身者と同じく、軍隊での日々は無駄なものではなかった。帝国中を旅し、各地の状況を詳しく知ることができた。勤務中にいくつもの言葉を学んだ。とくに、文語ドイツ語を習得するのに力を注いだ」²¹⁾。彼自身の言葉によれば、フランス語は新兵としてやってきた（元）脱走兵たちから、イタリア語はイタリアから来た連隊に属していた（元）脱走兵たちから、そしてチェコ語はボヘミアに駐留していた折に同地の少女たちから学んだとのことである²²⁾。こうした例にみられるように、軍役は人々の目を広く世界に開かせ、多種多様な人々と接する機会を提供する場ともなった。

(3) 宗教

兵士たちの間で多様であったのは、出身・民族ばかりではなかった。三十年戦争中からハプスブルク君主国においては「再カトリック化」が強硬に推進され、18世紀に入るまでには社会全体がほぼカトリックで染め上げられたにもかかわらず、兵数確保が最優先とされたため、軍にはこの動きが及ばず、事実上の宗派共存状況が生じていたのである。宮廷および中央行政に参入するにはカトリックであることがほぼ絶対的な条件であったのに対し、軍人・兵士はプロテスタントのままでも咎められる

ことがなかったばかりか、功績に応じて昇進や貴族位の取得も可能であった²³⁾。たとえば先述のホーベルクは三十年戦争以降も一貫してルター派信仰を保ち続けたが²⁴⁾、1641年まで軍人として働いた功績を認められて59年に皇帝レオポルト1世より男爵位を授与され、下オーストリアのヘレン（高位貴族）身分にも加入を認められた²⁵⁾。また、フリードリヒ・ハインリヒ・ゼッケンドルフは、プリンツ・オイゲンに高く評価されて多くの戦功を挙げたことから元帥にまで昇進し、1730年代末に勃発した対オスマン戦争では、総司令官に任命されている²⁶⁾。

もっとも、王権にとってはカトリックのほうが望ましいのは言うまでもなかった。また、いわゆる「宗派化 Konfessionalisierung」²⁷⁾の影響も、ハプスブルク君主国においては当然のことながらカトリック信仰に基づいて、軍隊にもかなりの程度浸透していた。戦勝に際して催される祝典はハプスブルク王権にとって「ピエタース・アウストリアカ」²⁸⁾を顕現させる絶好の機会であった。18世紀前半に多くの戦功を挙げた元帥ルートヴィヒ・ケーフェンヒューラーは、その軍事箴言集において、戦争における原則の第一条に「神に祈願すること」を、合戦が終結した後におこなうべきことの筆頭に「テ・デウムを挙げて神に感謝すること」を、それぞれ挙げている²⁹⁾。また連隊長は自身の宗派に関係なく、連隊付の司祭にカトリック聖職者（たいていイエズス会士）を任命しなければならなかった³⁰⁾。1686年に対オスマン戦争のためにブランデンブルク選帝侯が派遣した軍の医師としてハンガリーに赴いたヨハン・ディーツは、行軍中病気になった際、改宗して魂の平安を得るよう執拗に迫るカトリック聖職者に悩まされたと述べている³¹⁾。

しかし、プロテスタントあるいはギリシア正教徒であっても、軍人としてなら受け入れるという姿勢は、始終維持された。1769年に出された歩兵規則には次のように記されている。「宗教は決して話題にするべきではない。それはむしろ生きるよすがとすべきものである。異なる宗教の間に不和をもたらすような行為は、断固たる厳罰をもって一切禁止する」³²⁾。また先に触れたように、1758年に設けられた「マリア・テレジア軍事勲章」は、授与の条件として敵に対する勇敢さのみを挙げ、身分・民族と同様、宗教も問わないとしている³³⁾。皮肉なことに、ハプスブルク君主国全体ではおおよそ成功裡に達成された「再カトリック化」は、近世ヨーロッパ諸国家において最も「国家化」が目指されたところの軍隊においてのみ、事実上放棄されたのであった。

(4) 組織

近世のドイツ諸地域の場合と同じく、ハプスブルク君主国の軍隊も連隊 Regiment が基本単位であった。時期によって異なるが、1740年頃の歩兵の場合、連隊は5個中隊 Compagnie（120人構成）からなる大隊 Bataillon 3つと、2個擲弾兵中隊（100人構成）から成る、総勢2000人の部隊というのが標準的な構成であった。これは1756年にそれぞれ4個中隊から成る駐屯地の1個守備大隊と3個野戦大隊、そして擲弾兵2個中隊によって構成されるものと変更され、戦時にはこれがさらに6個中隊より

成る2個野戦大隊、4個中隊から成る1個守備大隊、そして2個擲弾兵中隊に再編された。一方騎兵の場合、連隊は重装騎兵 Cürassier (1000人構成)と竜騎兵 Dragoner (800人構成)に分かれ、それぞれ13個中隊(60～100人構成)によって構成された³⁴⁾。

連隊の最高責任者は連隊長 Wirklicher Oberst / Regiments-Inhaber であった。しかし連隊長が自ら戦場において指揮をとることは比較的希であり、その役目はたいてい大佐 Oberst に委ねられていた。連隊長がその主たる役目としたのは連隊の維持・運営に関する事柄であり、「所有者 Inhaber」という語が示すように、その隊内における権限は、財務・訓練・徴募・任用・昇進など、連隊の活動のほぼすべてにおよぶ広範なものであり続けた³⁵⁾。しかしその一方、国家によるサポートが十分でなかったため、連隊長はしばしば散財を強いられた。ウィーン会議を「会議は踊る」と評したことで知られるベルギー出身の将帥リーニュ公は、一連の軍事行動に80万グルデンを要した際、そのうち20万グルデンを自身の連隊と指揮下の部隊のために自費で賄わねばならなかったと述べている³⁶⁾。

連隊の職制および人数構成には時期によって、また文献によって少なからぬ異同がみられるが、1740年代における連隊司令部は、大佐、中佐 Obristlieutenant、少佐 Obristwachtmeister / Major、検察官 Auditor、兵站担当官 Regiments-Quartiermeister、司祭 Caplan、警備主任 Wachtmeister-Lieutenant、連隊付軍医 Regiments-Feldscherr とその従卒、憲兵隊長 Profoss から成っていた。また同時期における2千人構成の連隊における1個中隊(120人編成)の構成は、原則として次のようになっていた。大尉 Hauptmann、中尉 Lieutenant、少尉 Fähnrich / Unterlieutenant、曹長 Felfwebel、事務官 Fourier、旗手 Führer、軍医 Feldscherr (各1名ずつ)、伍長 Corporal 5名、事務官の従卒 Fourierschützen 2名、上等兵 Gefreite 10～12名、軍楽員 Spielleute 2～3名、一般兵 Gemeine 92～95名³⁷⁾。中隊は、さらに伍長によって統率される4～6の分隊 Corporalschaft に分かれていた。

なお、広大な領土を有しながら事実上の内陸国であったため、近世のハプスブルク君主国は水上戦力としてはアドリア海とドナウ川に若干の短艇を保持した程度で、海軍は存在しないに等しかった³⁸⁾。

(5) 将校

近世のハプスブルク君主国の軍隊においては、高級軍人層もまた一貫して「コスモポリタン」的な性格を保っていた。プリンツ・オイゲン、オッターヴィオ・ピッコロミーニ、あるいはライモンテ・モンテッコリといった近世のハプスブルク君主国を代表する著名な将帥は、いずれも君主国外の出身である。1648年から1705年までに存在した計67人の元帥 Feldmarschall のうち、ボヘミア・オーストリア出身者は12人でイタリア出身者と同数であり、宮廷軍事会議議長8人のうちでは3人を占めるに過ぎない³⁹⁾。また1695年の時点で「非ドイツ人」は歩兵将校の25%、騎兵将校の40%を占め⁴⁰⁾、マリア・テレジア期においては歩兵連隊長の姓のほぼ半分が非ドイツ語系であった⁴¹⁾。

流入してきた軍人貴族の多くは、君主国内において所領と諸身分資格を獲得し、徐々に「土着化」

していった。たとえばモンテクッコリ家はイタリア系でモデナの出であるが、ハプスブルク家とは軍事奉仕を通じて結びつき、17世紀以降に領邦下オーストリアに多くの所領を獲得して土着化していった⁴²⁾。元帥ルートヴィヒ・ケーフェンヒュラーがすでに当時から認識していたように、プリンツ・オイゲンをはじめとする成功者たちの実例は、とりわけ神聖ローマ帝国に属する諸領邦から有為の人材を取り込む上で、きわめて重要な意味を持ったのであった⁴³⁾。

しかし軍隊におけるこのような「開放性」は、一方で旧来の「土着」貴族層を軍人化する必要性を減退させることとなった。もとより、リヒテンシュタイン家、シュタルヘムベルク家、ダウン家、エステルハージ家、パルフィ家など、ハプスブルク君主国の貴族で軍事面において功績を挙げた家門および人物には事欠かない⁴⁴⁾。しかしプロイセンなどと比較した場合、ハプスブルク君主国の貴族、とりわけ高位貴族には全体として、軍務からはいくぶん距離をおく傾向がみられたことは否めない⁴⁵⁾。これには、ハプスブルク君主国の（高位）貴族層が幾世代にもわたって地域において富を蓄積して社会的威信を高め、出身地域の本領を中核として、社会的にも経済的にもきわめて強固な勢力基盤を形成していたことも一因であろう⁴⁶⁾。1780年の時点でブランデンブルクには年収が5万から10万グルデンの貴族家門が1つしかなかったが、ハプスブルク君主国には100以上存在していた⁴⁷⁾。

もとより、ハプスブルク君主国の貴族がみな豊かであったわけではない。少なからず存在した中小レベルの貴族、とりわけ次男以下の男性にとって、軍隊は魅力的であると同時に名誉ある、「身分相応 standesgemäß」な「就職先」であった⁴⁸⁾。先述のホーベルクは、子どもがたくさんおり、その中に勇敢にして豪胆な気質な男子がいる場合、家長はその者を軍役につかせてもよいだろうと述べている⁴⁹⁾。ヨーゼフ2世末期の警察長官アントン・ペルゲンの三番目の兄レオポルトは、オーストリア継承戦争が勃発すると「幸運を探す」と述べて軍人となり、約3ヵ月後のモルヴィッツの会戦にて戦死した⁵⁰⁾。

しかし、王権に対し経済的に依存せずすむだけの生活基盤を有する貴族が広範に存在していたため、総じてハプスブルク君主国においては、プロイセンにおいてみられたような貴族の将校化という現象は生じなかった⁵¹⁾。ハプスブルク君主国の貴族の子弟にとって、軍職は宮廷・行政官職および聖職と並ぶ三つの選択肢のうちの一つ、それも宮廷・行政官職と比べれば、いささか見劣りする選択肢であったように思われる⁵²⁾。こうした状況をうけて、ヨーゼフ2世は、学業を終えた二十歳前の貴族の子弟すべてに対し、三年間の無償の軍役義務を課し、その後でなければ公職に就けないようにするというアイデアを抱いていたが、実現はしなかった⁵³⁾。

一方で興味深いのは、将校層がハプスブルク君主国におけるフリーメーソンの活動の主たる担い手であったことである。近世ヨーロッパにおいて、フリーメーソンであることは文化人の証であり、「文芸共和国」の一員であることを示すものであったが⁵⁴⁾、18世紀後半のハプスブルク君主国においては、将校のおよそ30%がフリーメーソンであった⁵⁵⁾。フリーメーソンのロッジにおいては身分・地域を越えた知的交流がしばしばみられたが、その職務上移動することが多い将校たちは、それに大きく

貢献したのである⁵⁶⁾。18世紀末にハプスブルク君主国を訪れた文筆家ヨハン・リースベックは、次のように述べている。「この〔ハプスブルク〕諸領邦に滞在している間、彼ら〔将校たち〕は私にとって最良にして最も有益な交際相手であった」〔様々な連隊はもう早くから自前の書庫をもっている。また将校たちは、他の人々ならいくぶん危険を冒さなければ読めないような優れた作家の著作を、国境を越えてひそかに入手することが容易にできる〕⁵⁷⁾。このため政府は禁書の持ち込みを防ぐべく、国境の税関において検査を実施するようになった⁵⁸⁾。

(6) 社会的地位

ハプスブルク君主国において、軍人の社会的地位は必ずしも高くなかった。1749年に書かれたある文書は、プロイセンと比べてハプスブルク君主国では軍の地位が依然としてかなり低く、貴族さらには富裕な市民であれば、古参の将校よりも社会的に高く評価されるとしている⁵⁹⁾。1753年に「さして古くもなければ名高くもない生まれ」である軍事管理庁長官のフランツ・ルートヴィヒ・ザラブルクが軍功を評価され、ハプスブルク家の君主が臣下に与える最高の榮譽である金羊毛騎士団に加えられた時には、宮廷社会で問題となった⁶⁰⁾。また1758年に出されたある通達には、一般大衆のみならず、貴族の間でも、軍人を嫌悪する傾向が見られるとの指摘がある⁶¹⁾。さらに1760年代後半、マリア・テレジアは次のように述べている。「軍隊に入ることを農民がどれほど嫌がり腹立たしく思っているか、また彼らがどれほど聖職者・貴族・軍人を嫌っているかはよく知られたところです。このように深い偏見を急に除去することはできません。それには多くの忍耐と時が必要でしょう」⁶²⁾。

こうした状況に対し、王権側はマリア・テレジア期以降、積極的に改善を試みた。オーストリア継承戦争の後、軍事重視の風潮が強まるなか、軍人の社会的地位の改善も重視されるようになったのである。1752年には宮廷において軍服を着用することが公式に許可されたほか⁶³⁾、軍における將軍 General の位を政府における枢密顧問官 Geheimer Rat および宮廷侍従 Kämmerer の位と同格とするなど、軍人－官僚間の位階の対応関係が定められた⁶⁴⁾。軍人のみを対象とした「マリア・テレジア軍事勲章」の制定（1758年）も、この試みの一環といえよう。マリア・テレジアは長男ヨーゼフと次男カール（61年に16歳で夭折）に軍人としての教育を施し、またある機会には、統治者として果たすべきあまたの義務のなかで、唯一軍事だけが喜びを与えてくれるものだとして述べるなどして、軍事の称揚につとめている⁶⁵⁾。そしてヨーゼフは実際、同時代人に「皇帝は兵士であり、ただの兵士でしかない」と評されるほど、軍事に情熱を注ぐ人物に育った⁶⁶⁾。

そのヨーゼフが皇帝となり（1765年）、さらにマリア・テレジアが死去して単独統治者となると（1780年）、王権による軍事および軍人の称揚はいっそう強まった。ヨーゼフは華美をきらう自身の性向もあって、日頃つねに軍服を着用して執務にあたり、軍人たらんと意識的に振る舞った。また士官のみならず兵卒ともすすんで会話し、戦争を話題にすることを好み、毎日のように軍事パレードに顔

を出した⁶⁷⁾。後述するように、兵士を軍事のみならず、工場労働などにも参与させた。そして89年には下士官および一般兵を対象とした「敢闘勲章」を設け、今日で言うところのインセンティブを与える試みも実施した⁶⁸⁾。

しかし、こうしたヨーゼフ2世による一連の施策は、結果として軍に対し、敬意よりも畏怖の念を呼び起こさせるものとなった。18世紀末にハプスブルク君主国を訪れた文筆家ヨハン・リースベックは、「人々は至るところで、厳しく服従を求める軍隊的国家 ein militärischer Staat の到来を感じている」と語っている⁶⁹⁾。1781年にウィーンを訪れたプロテスタント啓蒙知識人のフリードリヒ・ニコライも、啓蒙主義の理念に裏打ちされたヨーゼフの諸改革に全体としては賛意を表しつつも、軍隊的な要素が市民社会に入ってくることを好ましくないとしている⁷⁰⁾。こうした思いは、マリア・テレジア、ヨーゼフの弟にして後継者となったレオポルト2世、そして宰相カウニッツの共有するところでもあった。彼らはみな一様に軍事の重要性を認めていたが、ハプスブルク君主国の軍国主義化には強い危惧を抱いたのである⁷¹⁾。

(7) 徴募

近世にあって絶えず膨張を続けた軍にとって死活問題となったのが、兵の徴募であった。徴募にあたっては志願と徴兵の二種類の方法がとられ、どちらも個々の連隊が主体となっておこなった。年齢的には24歳から35歳までが徴兵の対象とされたが、戦時などには18歳から40歳までと拡大されることもあった⁷²⁾。徴募に応じると支度金 Werbegeld が支払われ、軍医によって検査をうけた後、一定数が集まったところで兵営に送られた。支度金の額は場所と時期によって20～50グルデンと大きく異なり、特に戦時にはかなりの程度増額されたが、一切の用意・支度が国家の支給によるものとなった1780年以降は3グルデンとなり、「手付金 Handgeld」と呼ばれるようになった⁷³⁾。

当該地の統治責任者（領主、市長など）の許可さえ得られれば、連隊側は君主国および帝国の領域内において徴兵をおこなうことができた。しかし三十年戦争以降は志願者そして通常の徴募のみで必要数を満たすことがほぼ不可能となったため、ペテンや拉致まがいの手段による強制的な徴募がおこなわれることも少なくなかった。もとよりこれは公には厳禁とされており、外国人の輸送業者、あるいは礼拝のために教会を訪れる若者を強制的に徴募することを禁じる通達などが繰り返し出された⁷⁴⁾。

このような状況、そして先に紹介したマリア・テレジアの言葉が示すように、民衆は軍役に対し、激しい嫌悪と抵抗をみせた。1771年に宮廷軍事会議が諸領邦で実施した社会調査は、それを如実に証し立てるものとなった⁷⁵⁾。以下に紹介する、坂井洲二氏が明らかにした前部オーストリア Vorderösterreich のキービンゲン村のような事例は、他でも広範にみられたことであろう。「(定期的に徴兵がなされるようになると) 村では初めはよそものを金で買ったり、村のきらわれ者に金を与え

てこれを充当していた。ところがそれでは間に合わなくなって、一般人の中から金を目当てに応募する者を選ぶようになってきた。[……] このとき村が支払った入隊の支度金は50グルデンであった[……]」⁷⁶⁾。「さらに村では、このような村人を軍隊に送り込むさい、村のレストランで意識の薄れるほど酒を飲ませ（麻薬も用いたといわれている）、近くのロッテンブルク市へも連れていって、そこでもレストランで飲み食いをさせたうえ、兵士の帽子につける鳥の羽根飾りを買ってやったりしている」⁷⁷⁾。

しかしその一方、地域によっては、圧制に耐えかねた人々が苦境を脱するチャンスとして軍役をとらえ、徴募に応じるケースもみられた。たとえば、先述の宮廷軍事会議による社会調査では、モラヴィアのオルミュッツ区について、「どこにおいても、軍に対して嫌悪感が示されることはなかった。さらに臣民はみな、あまりにも過酷な賦役負担が緩和されるのでさえあれば、喜んで子供を軍隊に送ると確言した」と記録されている⁷⁸⁾。

もっとも、国家にとって「有用」とみなされた人々は、基本的に徴兵の対象外であった。これに該当したのは、聖職者、貴族、官僚・官吏、領邦都市・市場町の市民、自営手工業者、工場労働者、職能民、商人、金融業者、芸術家、外国人、学者、医者、理髪師、薬屋、公証人、家持ち農民とその跡取りなどである⁷⁹⁾。徴兵の対象となったのは、下層民もしくは乞食・浮浪者といった「アウトサイダー」であった。国家はこうした状況をもとより問題視し、軍役が嫌われる理由の一つがここにあることも認識していた⁸⁰⁾。しかし戦時となると、背に腹は代えられず、こうした人々を軍役につけることを奨励さえした⁸¹⁾。

このため、軍隊に送られたのはヨーゼフ2世が慨嘆して述べたように、「無益な民衆」ばかりとなった。スイスの銅板画家ヤーコプ・メルツ（1783～1807年）は、ウィーン滞在中に突然官憲に捕らわれて無理やり兵士にされ、友人の尽力によって間もなく解放されるという体験をしているが、彼によれば、兵営にいたのは「奉公人、日雇い、職人、厩舎番の何というごた混ぜ、ろくでなしの一連隊、そしてまったくの悪漢揃い」であり、「途方もない大勢の中に何とか分別ある言葉を話せる者は一人としていない」という状態であった⁸²⁾。コグナッツィオによれば、「我々は「愛国心」だの「軍役に対する好感」といった錯覚に惑わされるべきではない」のであり、「もし若者たちを募兵所に来させようと努力すれば、やってくるのは飲んだくれ、狂人、怠け者、家父長制的な束縛からの逃亡者、放蕩者、無制限の自由に憧れる者、捨て鉢になった者、罰の恐怖におびえる犯罪者など」なのであった⁸³⁾。王権はこうした見方を「古い迷妄」として否定しようとしたが⁸⁴⁾、現実が上述のようであった以上、その効果は乏しかったものと思われる。

さらに、「良民保護」の観点から、旅行者や遍歴職人なども狙われた。上述のメルツはその一例である。またリースバックは入国の際に「まるで囚人のように」兵士に付き添われて下船したとし、審査をおこなった将校は「外国人を歓迎するよりも新兵を徴募することのほうに関心があった」と述べて

いる⁸⁵⁾。

こうした徴募活動は、神聖ローマ帝国の領域内でも幅広く実行された。このため帝国内の主要都市には募兵所が設けられ、たとえばフランクフルト・アム・マインでは「赤雄牛亭」という居酒屋がそれであった。ギーセン大学の学生であったフリードリヒ・ラウクハルトは、帰省の途上で募兵関係者の手先によってこの居酒屋に連れ込まれ、酩酊するうちに財布に支度金を入れられて徴兵に応じたことにされ、兵士にされかけるという体験をしている⁸⁶⁾。幸いにして担当の募兵官が部下がおこなったペテンを見抜いたために彼は解放されたが、別れ際にその募兵官は次のように述べた。「あの手先が当地のどこかの募兵所に連れて行かなかったことを、神に感謝するんですね。誓って言うが、そこでは二度と放してもらえなかったでしょう。そこらの連中は募兵できさえすれば、人間愛とか人間の権利など全く意に介さない。まともに事が運ばれたかどうか、一向に気にしません。同じような羽目にならないよう用心なさい、さもないとこんなうまく二度と抜け出せませんよ」⁸⁷⁾。

ただし、重犯罪者および「不名誉」な職業に従事する者は、徴兵の対象外とされた。なおボヘミア・オーストリア諸領邦の場合、ユダヤ人、ロマ、ポーランド人、フランス人も対象外となっている（ただし先述のとおり、ユダヤ人は1788年以降徴兵の対象となった）。

(8) 脱走・捕虜

近年の「新しい軍事史」研究においては、脱走が重要なテーマとして注目されている⁸⁸⁾。近世のハプスブルク君主国の軍隊もまた、この問題に頭を悩ませていた。オーストリア継承戦争中には、バイエルンと休戦条約を締結した直後、脱走兵の相互引き渡しについて取り決めをおこなっている⁸⁹⁾。また七年戦争においては、脱走兵の数は総計およそ6万2千に達し、プロイセンおよびフランスとさほど変わらない比率を示している⁹⁰⁾。またラウクハルトによれば、革命フランスとの戦争の際には、フランス側が脱走兵に対して示した諸々の特典に惹かれ、93年以降「すべての軍隊、とりわけ皇帝軍の兵士が群れをなしてフランス側に走り、そこで諸手を挙げて歓迎され」た⁹¹⁾。

この原因としては、まず給与の未払いが挙げられる。また後述するように、軍役に期限が設けられていなかったため、脱走によって解放をもくろむケースもみられた。この他に、特に外国からの徴募の際にしばしば生じたのが、支度金を目当てにした詐欺行為である。これは、志願してきた人物が支度金を受け取った直後に逃亡するというものであった。またプロイセンとの戦争の際には、宗派を同じくするプロイセンと戦うことを忌避する気持ちから、ハンガリー兵を中心にプロテスタント兵士の脱走が目立った⁹²⁾。一方でプロイセン軍から兵士が脱走してくると、軍はその逃亡を助けた。一例を挙げると、意に反してプロイセン軍に入れられたスイス出身の若者ウルリヒ・ブレーカーは、七年戦争中のロボジッツの会戦（1756年）の折の混乱にまぎれて軍を抜け出した後、ハプスブルク軍に保護され、彼と同様に脱走した200名ほどの兵士たち共々、旅費と通行証をもらって故郷に帰還するとい

う体験をしている⁹³⁾。こうした兵士がハプスブルク軍に加わることもしばしばあり、良質な兵士の不足に苦慮していた軍はこれを歓迎した⁹⁴⁾。

脱走が犯罪であったことは言うまでもない。王権はこれが重罪であることを臣民に周知徹底するよう、関係各所に繰り返し通達を発して強調した⁹⁵⁾。退役した兵士であっても、それを証明する書類と通行証を所持していない場合には、脱走兵として拘束された⁹⁶⁾。また脱走の援助も明確に犯罪行為と規定され、従犯として処罰の対象となった⁹⁷⁾。一方で1702年に領邦下オーストリアに出された通達では、脱走者を捕らえた者には経費を補償するほか、18グルデンの褒賞が与えられるとされた⁹⁸⁾。

処罰内容は明文化されず、戦時立法もしくは軍法会議で決することとされていた。1750年の通達では、与えるべき刑罰の例として、ハンガリーの城塞に送って鉄錠をはめた上で土木作業に従事させたり、罪状と判決内容を記した札を首にかけさせて晒し刑に処すなどの事例が紹介されている⁹⁹⁾。一方で、「限りなき慈悲と恩寵と善意により」、2～3ヶ月以内に復帰するなら脱走の罪を不問とする大赦令もしばしば発された¹⁰⁰⁾。

なお、君主国領内の出身者より、その領外の出身者のほうが脱走率が高かった。これが特に問題となったのは、1748～49年の国政改革によって、募兵活動がすべて国家の実施によるものとなった時である。国は膨大な資金を投じて君主国領外のドイツ諸地域を中心に募兵活動をおこなったが、集められた兵士の質が劣悪で脱走率が急上昇したため、この構想は破綻するに至った¹⁰¹⁾。徴募区域制の施行後は脱走・逃亡を防ぐため、兵士は常に3ヶ月間有効の身分証を携行することとされ、移動の自由は制限された。旅行や移住はままならず、とりわけ徴募区域制が敷かれていない地域に赴くことは事実上禁じられた¹⁰²⁾。

捕虜の扱いはその監督と保護が大きな負担となったため、軍にとって難しい問題であった。このため交戦国の間でしばしば捕虜の交換が実施され、たとえばオーストリア継承戦争中、ハプスブルク君主国はプロイセンと1741年に、またフランスとは42年、43年、45年に捕虜の交換をおこなっている。その際には同階級の者を一対一で交換するのが基本であり、人数が合わない分は金銭もしくは別階級の兵員によって代替された。たとえば上述のプロイセンおよびフランスとの捕虜交換の場合、元帥1人は兵3千人もしくは1万5千グルデンに、騎兵隊指揮官は兵2千人もしくは1万グルデン、歩兵連隊大佐は兵130人もしくは600～650グルデンにそれぞれ相当した¹⁰³⁾。

(9) 医療

軍における医療および衛生に関する国家の取り組みは、フランスでは17世紀後半からみられたが、ハプスブルク君主国ではそれよりおよそ半世紀遅れ、18世紀前半になって着手された。軍医の職は1718年にはじめて設けられ、29年には最初の廃兵院がベストに建設されている¹⁰⁴⁾。また傷病兵救済のため、個人で慈善団体を組織した貴族もいた¹⁰⁵⁾。18世紀中葉になってようやく、マリア・テレジ

アの信頼を得て君主国の医療行政を一手に任されたゲルハルト・ファン・スヴィーテンが実施した改革により、軍における医療システムの刷新がなされた。たとえばこの時期から諸領邦の首都にも廃兵院が設けられるようになり、そこでの介護費は国費で賄われた¹⁰⁶⁾。1763年の調査によると、傷病兵の総数は1万9559、経費の総計は65万775グルデンに達している¹⁰⁷⁾。ヨーゼフ2世も医療の問題に深い関心を寄せた。彼の統治期に軍の機関としてウィーンに設けられた高等（医学）教育機関ヨゼフ・フィスマムは、後に大きく発展し、ヨーロッパ医学界における主要機関の一つとなった。

それでも、1782年の時点で常備軍の規模が20万を越えていたのに対し、十分な技量を有する医療スタッフはわずか557名しかいなかった¹⁰⁸⁾。このため野戦病院における治療には問題が極めて大きかった。ラウクハルトはその手記においてプロイセンの野戦病院の悲惨な状態について詳述した後、「しかしオーストリア軍のそれも髪の毛一筋ほどもまだとは言えない。そこにも同じ精神、同じ無秩序、同じ欠乏が支配している」と述べている¹⁰⁹⁾。また彼は病院の監督者が軍人であるため、組織の運営が意図的に乱脈にされ、横領や着服といった不正行為が簡単には発覚しないような形でおこなわれているとも指摘した¹¹⁰⁾。

2 軍隊における日常生活

(1) 給与

三十年戦争以降、兵士の基本給は漸減していった。一般兵の基本給は1649～59年に歩兵月6グルデン、騎兵で13グルデンであったが、1769～1800年にはそれぞれ3.5グルデン、4グルデンとなっている¹¹¹⁾。もっともこれと異なる記録もあり、ラウクハルトによれば、1786年にエアフルト（ドイツ中部の都市）近郊の村で彼を勧誘してきたハプスブルク君主国の募兵官は、6年契約で支度金24グルデン、勤務状態がよければ毎日3クロイツァー（一月30日の計算で月額3グルデン）とパン2ポンドがもらえと言ったという¹¹²⁾。しかし、この場合も減額が生じていることに変わりはない。なお、先述の両期間の物価に、顕著な変動は見られない¹¹³⁾。

しかしこれは待遇の悪化を示すものではなく、個々人もしくは連隊の差配に委ねていた兵士の給養および福利厚生を、国家が徐々に引き受けるようになっていった事情の反映である。先に触れた1780年以降の支度金の大幅な減額も、これと同じ文脈で解釈できよう。ハプスブルク君主国の軍隊が、中世末期以来の自主独立の気風をもつ傭兵の集団から、国家により管理統括される存在へと変貌していった過程が、ここには如実に窺える。なお1748年の統計表によると、一連隊の給養経費（パン、馬草などの現物支給分は含まず）は1万7439グルデン45クロイツァーであった¹¹⁴⁾。

では、当時の社会にあって兵士の給与水準はどの程度であったのだろうか。この問題について検討するには、やや後年のデータであるが、アリス・M・ハンズンが各種の記録および既存の研究に基づいて整理した19世紀前半のウィーンにおける職業別の年間収入の一覧が、概況を掴む上で有益である

う（表）。

表 ウィーン人の年収（1815—1837年頃）

職 業	年収（単位：グルデン）
君主	100,000 - 150,000
ウィーン大司教	54,000
裕福な伯爵	20,000 - 80,000
首相	14,000 - 20,000
政府顧問官	8,000 - 10,000
宮中顧問官	4,000 - 6,000
郵政省職員	400
宮廷礼拝堂楽長	1,000 - 2,000
音楽院声楽教授	1,000
中学校教師	450 - 900
小学校教師	120 - 250
貴族家庭の料理人	300 - 400
元帥	10,000 - 20,000
大佐	1,794
中佐	1,321
少佐	948
大尉	473
中尉	322
少尉	237
砲兵	40 - 50
騎兵	35
歩兵	30
掃除夫	約 100
絹糸工場男性労働者	160 - 200
女性工場労働者	40 - 120
家内職工	8 - 20

出所：Hanson, A. M., *Musical Life in Biedermeier Vienna*.
Cambridge University Press 1985, 20-22. より作成。

この表で見る限り、兵士の給与水準は最低の水準にあった。もとよりこの時期の兵士の場合、衣食住に関しては国家による一定の保障があり、また時と場合に応じて様々な形で各種の手当が支給されたことも念頭に置かねばならない¹¹⁵⁾。しかしハンスンによれば、この時期のウィーンにおける最低生活費は、年およそ 1000 グルデン強であった。また給与とは別の形での収入・手当があったことは、他

の職業でも基本的に同様である。したがって、やはり兵士の給与・生活水準は、平民層の平均をかなり下回っていたと思われる。

なお、給与の遅配は珍しいことではなく、これが原因でしばしば脱走も発生したが、1748年以降はいくぶん改善されたようである。コグナッツィオによれば、「七年戦争に終始参加し、様々な部隊であらゆる状況を経験したが、将校が給与に不自由したり、兵が期日にきちんと給与を受け取れなかった例を一つも知らない」ということであり¹¹⁶⁾、ラウクハルトもまた、「彼ら〔オーストリア人〕は契約を正確に守るので兵士に事欠くことはない」と述べている¹¹⁷⁾。

(2) 衣と食

軍への給養は国家が担当した。しかし給養についての細則が定められたのは、常備軍の発足から約半世紀が経過した1697年のことであった¹¹⁸⁾。軍装は入隊の際に一式授与された。その内容は時期によって多少変化するが、歩兵の場合、1740年前後においては上着・胴着・ズボン・帽子各一着、マフラー・シャツ各二着、靴・長靴下各一足、雑貨（小瓶、火薬筒、ブラシなど）が入った鞆一つ、剣帯付きの銃剣一丁、背囊一つとなっており、総経費はおおよそ18グルデンであった¹¹⁹⁾。

先述のメルツは、軍装の支給を受けた時の様子を次のように詳しく描写している。「小集団になって小さな部屋に追い込まれると、そこには上着や靴や下着等々が山のように高く積み上げてあった。——各人が下着二枚、靴一足、黒い脛当て一組、黒いネクタイ一本、グレーか青の縁無し帽——下穿き二組、白のヴェストと羅紗地のズボンとパン袋——すべてなかなかの品質だった、素材の点でも仕事振りの点でも。下着は包装用粗布と比べて多少ともまだとは言えなかった——残りの物もそれに比例していた」¹²⁰⁾。その後は物品によって異なる頻度（肌着などは毎年、武器は12年ごと）で新品が支給された。また騎兵の場合はより多くの経費がかかり、ある将帥の試算によれば、竜騎兵一人につき61グルデン強を要した¹²¹⁾。

このようにして整えられた軍装について、フランス人ギベールは、「私はオーストリアの兵士ほど軍装が立派な軍隊は他にないと思う」と述べている¹²²⁾。しかし将校の間では、給金や支給品の横領・着服といった汚職がはびこってもいた。リースベックによれば、これらの行為はヨーゼフ2世によって一掃されたが、そのために彼は軍から憎まれたという¹²³⁾。

ラウクハルトを勧誘した募兵官の言にもあったように、兵士には給与以外にもパンが支給された。これは18世紀初頭からのことである。しかし、それ以外の飲食物は基本的に飲食物購入用の手当Mundportionと自腹で賄わなければならなかった。飲食物購入用の手当は月3～4グルデンであり、時に現物（パン、肉、ワインもしくはビール）で支給された¹²⁴⁾。メルツは次のように述べている。「九時に私たちは集合させられ——パンと給与の支払いを受けた。支給パンも悪くはなかった。四八時間何一つ温かいものを味わっていなかった私の胃は、もうパンだけでは満足できなかった。ようやく酒

保役人の女がスープで一杯の大きな深鍋を持ってやってきた。——彼女は小さな深皿に一杯ついで——それを一グロッシェンで売り捌こうとした。誰一人最初の買い手になろうとしなかった。——さあ寄越し給え、私は言って——世の中のことは何でも試してみなければならぬ——褒めてやると、とびきりの食欲をもって平らげた——すると彼女はいくら運んでも間に合わなかった——そして一瞬のうちに全然残りがなくなった」¹²⁵⁾。一方、こうして軍事用に糧秣が備蓄されていたことで、1770年代初頭にポヘミアで発生した大飢饉の折には、ここから放出された食糧によって多くの人命が救われた¹²⁶⁾。

(3) 住環境

平時の場合、軍は連隊単位でハプスブルク君主国の領内に散在していた（ただし騎兵部隊はほぼ全てがハンガリーに駐留していた）。連隊は、おおよそ3年ごとに元の駐留地からいくぶん離れたところに駐留先を変えたが、これは当該地域の負担が過重になるのを防ぐためであった¹²⁷⁾。兵営が組織的に設けられるようになるのは18世紀後半からで¹²⁸⁾、その後も長く民家に宿営することが続き、時には宿営のため、工場労働者用の家屋を開放するよう通達が出されることもあった¹²⁹⁾。ヨーゼフ2世はこの問題に関する王権側の試行錯誤について、1776年に次のように説明している。「兵舎および仮兵舎の大半はひどいもので、住人の健康はそのために損なわれた。我々は七年戦争後にただちにより多くの兵舎の建設にとりかかったが、こうした理由のために一度ならず作業を中断することとなった。それで別の害のある手段をとらざるを得なくなった。我々は軍をあまりにも広範に農村に駐留させたが、それは農村の人々にとって重い負担となり、また兵士を訓練する上でも問題であった。結局唯一テスト済みの有効な手立てに頼ることになった。それは兵を都市に割り当て、彼らにいわゆる「軍人部屋」をあてがって、市民の中に住ませることである。これによって都市の人々は害を被ることなく部屋賃を得ることができ、一方で軍は健康に、そして十分な監視のもとにおかれることとなった」¹³⁰⁾。

もっとも、すべてがこのようにうまくいった訳ではない。19世紀中葉の農民解放において主導的な役割を果たしたハンス・ケートリッヒ（1823～1917年）は、自らが幼年期を過ごした三月前期のシュレーゲンにおける宿営の様子を、「物質的にも精神的にも重くのしかかってくる負担であった」と回想している。彼によれば、民衆はすべての区域に兵舎を設けるよう請願したが、この願いが実現したのは、ようやくフランツ・ヨーゼフ1世（在位1848～1916年）の代になってからであった¹³¹⁾。

(4) 軍役期間

軍役には長らく期限が設けられなかった。このため軍役が「機会労働」とならなくなり、「軍事的体僕制 Militärische Leibeigenschaft」（ミヒヤエル・ホーヘトリンガー）と呼びうるほどに束縛の度合が増したことに不満をつのらせた兵士たちは、しばしば脱走という形でこれに応えた¹³²⁾。1740年に世

襲諸領からベルギーへ軍を移動させた際、2300人編成であった歩兵連隊が到着時には2000人に減少したという経験をもつ元帥ゼッケンドルフは、軍役の無期限状態が脱走の原因の一つと考え、この不満を解消し、また将校による兵の扱いを（兵に契約更新を希望させるため）より温和にするとして、軍役に期限を定めることを提案している¹³³⁾。

1757年になってようやく、6年間もしくは戦時のみと期間を定めた上で志願者と契約を結ぶことが認められたが、これはあくまで例外的措置とされ、公式に軍役に期限が設けられたのは1802年のことであった¹³⁴⁾。軍は18世紀を通し、徴募担当者に対して期間契約を結ばないように繰り返し働きかけたのである¹³⁵⁾。よって軍には、しばしば50代の兵士も存在した¹³⁶⁾。

しかしこのような状況は、現実には軍を比較的短期間で離れる者が多かったであろうことを示唆している。実際、クリストファー・ドゥフィが調べたところによると、兵士の在籍年数は平時においてはおよそ7年かそれ以上であったが、戦時における新兵の場合は数ヶ月か、長くても数年であった¹³⁷⁾。こうした状況からうかがえる離職率の高さは王権も認識しており、1758年には、ボヘミアおよびモラヴィアでドイツ語が堪能で優秀な兵士が軍を離れる傾向が強くとおり、昇進の可能性を示唆するなどしてこれを引きとめる努力をするよう促す通達が出されている¹³⁸⁾。また、軍役期間に対する不満を軽減する策として、1766年より賜暇制度が導入された¹³⁹⁾。もっともこれには、軍への給養に関する民間の負担を軽減するという狙いもあった。

(5) 風紀とその監督

兵士に対する紀律監督の任を負ったのは、憲兵隊長とその配下であった。この官職は価値ある地位とみなされ、古参兵は争って志願した。ラウクハルトは次のように述べている。「皇帝の憲兵隊長はなかなか羽振りのきく男がなり、兵士や士官らから将兵から「親父殿」と呼ばれている。[……] こういう憲兵隊長は給与も良く衣服も小ざっぱりしていた」¹⁴⁰⁾。

戦時にあって風紀の乱れは甚だしく、第二次ウィーン包囲といった大規模な戦乱の後の被害報告には、「敵軍および友軍から被った損害」という文句が現れるほどであった¹⁴¹⁾。平時であっても、軍と民の間のいざごは絶えることがなかった。このため、軍人が関係した犯罪に対する裁判管轄権をめぐる問題がしばしば発生し、王権はこれに関する法令をたびたび制定して対応している¹⁴²⁾。また王権は軍に対し、問題行為には厳罰をもってあたるよう、繰り返し通達を發した¹⁴³⁾。

しかし、連隊内における裁判権は連隊長が掌握していたため（これは1868年まで存続した）、一般の官憲は基本的に軍には手出しができず、取り締まるべき憲兵隊長などの士官自身が違反・不法行為をはたらいたり黙認したりしているような場合には、上位の官庁に苦情書を提出するといった程度の対応しかできなかった。こうして、「手当」あるいは「援助金」と称して規定外の負担を強要したり、略奪暴行をはたらいたりといった行為が横行することとなった¹⁴⁴⁾。ホーベルクは、軍における悪

徳はたいい処罰を受けることがなく、瀆神行為を重ねたあげくに肉体も魂も救いようもなく墮落してしまう危険があるので、息子を軍役につかせようという家父は、高潔かつ勇敢で誠実な士官に息子を託し、その厳しい監督下においてもらうようにしなければならないと述べている¹⁴⁵⁾。

1763年に発された法令によって過度の体罰は禁じられたが、体罰自体は当然のように執行された。ラウクハルトは、フランス軍の捕虜となったハプスブルク軍において、当初兵の監督を引き続き任された士官がどのようにその職務にあたったかをディジョンで実見し、次のように述べている。「皇帝軍のお歴々、特にみあげた下士官らの考えそうなことで、フランスにいても伍長棒を振るわねばなるまい、棍棒がなくては全くもって兵士に規律を保持させるわけにはいかないから、という。そういうわけで以後も、フランス人流に言えば、棍棒を〈皇帝軍流〉にもち歩き、したたかにそれを兵士らに見舞った。士官はそれを是認したから多くの皇帝軍兵士が行き過ぎた所業のために打擲された。この行き過ぎは大半が士官やお粗末な〈全くもって殿〉、つまり下士官の専制的命令に対する兵士らの反抗だった」¹⁴⁶⁾。苔を持って並ぶ二列の兵士の間を走りながら鞭打たれるという「列間苔刑 Gassenlaufen, Spießrutenlaufen」は1855年に、体罰は1868年になってようやく禁じられている¹⁴⁷⁾。

(6) 結婚と所帯の維持

17世紀末以降、軍の移動性を保持し、また扶養費を削減するため、将校・兵士には結婚は原則として禁じられていた。しかし王権は1760年代から人口増加をはかるためといった目的のために徐々に方針を転換し、1775年および85年の勅令によって最終的に禁令は解かれた。

しかしそれでも、郷里において認められることなどといった条件が付されていたため、引き続き結婚は難しかった¹⁴⁸⁾。これに関連して、ラウクハルトは次のように述べている。「プロイセン軍ではオーストリア軍ほど駆け落ちの事例はない。後者は結婚するのがずっと難しいこともあって、プロイセン兵よりはるかに多くのオーストリア兵が恋人と逃亡する」¹⁴⁹⁾。なお兵士が妻子を連れて行軍することは1740年代にもまだ続いていたが、この頃からその弊害が指摘されるようになり、1775年になって公式に禁じられた¹⁵⁰⁾。

しかし、全体的には妻帯する兵士の数は増加を続け、これに伴い、兵士の妻子の扶助もまた重要な問題となった。そのため1768年には、当時政府の主導のもと相次いで設立されていた工場における労働力として、兵士とその妻子を積極的に活用するよう促す通達が出された。これは、兵士とその家族に自活できるすべを与えてその貧窮化を防ごうとする試みであると同時に、マニュファクチュアの発展をはかろうとする狙いも含まれており、社会福祉と殖産興業における一挙兩得をもくろんだ政策である¹⁵¹⁾。これにより、実際に多くの兵士とその家族が工場労働に従事することとなった。ニコライはドナウ河畔の都市シュタインに設立された国営の軍需工場 Oekonomiehaus を訪れた際、そこで兵士が多く働いている様子を見学し、士官の監督のもとで秩序だった運営がおこなわれていることに驚嘆し

ている¹⁵²⁾。さらに、兵舎と工場を近接させて設立する試みも進められた¹⁵³⁾。

(7) 教練

兵士に対する教練は長らく連隊長に一任されていたため、兵の質は連隊ごとにまちまちであった。また宿営の都合で平時に兵士は農村に散在していたため、組織立った教練をおこなうには支障があった。このため新兵に対しても十分な教練を施せないこともしばしばであり、プリンツ・オイゲンはスペイン継承戦争中、兵の質が低いことを嘆いた同僚に対し、古参兵もかつてはただの農民だったのだと言って慰めている¹⁵⁴⁾。

17世紀末から連隊長の中に独自に教練用のマニュアルを作成して用いる者が現れ、これは次第に他の連隊にも広まった¹⁵⁵⁾。軍中央が作成した共通のマニュアルに沿って兵士・将校の教練が実施されるようになったのは1749年のことである¹⁵⁶⁾。さらに59年には新たな教練マニュアルが出され、次いで歩兵用のマニュアルが69年に、騎兵用のマニュアルが65年、69年、72年に作成された¹⁵⁷⁾。教練の過酷さが軍役に対する忌避感を強めていることも王権は認識しており、58年には、教練を「より理性的にして穏和に」するよう促す通達が出されている¹⁵⁸⁾。もっともその後も軍隊内では、新兵が一人前になるには数年の歳月と数百の鞭打ちが必要だという主張が教練担当官の間でまかり通っていた¹⁵⁹⁾。

(8) 昇進

コグナッツィオは「昇進が良き奉仕に対する確かな褒賞であることは、オーストリアの軍がもつ偉大なる美徳である。その軍功、経験および知識により、最下層の兵士であってもマスケット兵から騎士団員に、陣幕から宮廷軍事会議へと、徐々に昇っていくことが可能である」と述べ、連隊長の従卒としてキャリアをスタートさせた人物が、軍功を重ねるうちに事務官、中尉、大尉と昇進し、七年戦争中にハンガリー軽騎兵連隊の大佐にまで出世した例を挙げている¹⁶⁰⁾。王権もまた、軍役に対する忌避感を和らげることも狙って、軍では能力と功績に応じて出世が可能であり、褒賞も大きくなるということを強調した¹⁶¹⁾。実際、近世のハプスブルク君主国において、軍役は立身出世を遂げる第一の手段であった。すでに1740年以前の段階において、将校の中に占める市民階級の割合は貴族階級を凌いでいる¹⁶²⁾。これが1790年の時点になると、将校のおよそ3分の2を市民階級の出身者が占めた¹⁶³⁾。

このような軍隊内での出世は、身分的上昇にもつながった。マリア・テレジア期(1740～80年)に貴族に列せられた人々に占める軍人の割合は約36%で、官僚とほぼ同程度である。この比率はヨーゼフ2世の単独統治期(1781～90年)に商人・金融業者の比率が上がったことで若干減少し約30%となるが、やはり官僚と同程度で、職業別で見ると首位を占めている。これには57年に、出征を一度経験したか、勤続30年以上の軍人は自動的にリッター(騎士)身分を与えられると定められたことが大きく影響していよう¹⁶⁴⁾。もとよりこうした出世の可能性は生命を失う危険と隣り合わせであったが、

王権はさしあたりこのようにして出世の可能性を示すことでインセンティブを与え、人々の軍役に対する関心を喚起しようとしたといえる。

(9) 退役後の生活

軍役を終えると、人々は故郷へと戻っていった。しかしクトリッヒによれば、兵士は「たいい大酒飲みになって帰郷してきて、親類や隣人の厄介者になった」¹⁶⁵⁾。戦争が終わった後に解雇された兵士の多くが乞食になり、しばしば強盗などの犯罪に走ったことは大きな社会問題となった。

これに対し、国家は当初国外追放にするという形で対処したが¹⁶⁶⁾、1720年代頃から、兵士に対する福利厚生に本腰を入れて取り組むようになった¹⁶⁷⁾。1736年に没したプリンツ・オイゲンは、その追悼演説において、彼がベルヴェデーレ宮殿や夏の離宮シュロスホーフなどを建てた動機が、こうした人々に労働の機会を与えることにあったとして賞賛されている¹⁶⁸⁾。また七年戦争が終結した際、政府は失職した元兵士が大量に領内に流入してくることを予想し、6年もしくは10年の免税特権を与えるなどしてトランシルヴァニアなどの人口の過少な地域への入植を促す一方、その動向について記録を残すよう、関係各所に通達を出している¹⁶⁹⁾。

そして1768年には、先述したように、当時政府が主導的に進めていたマニュファクチュアの発展のため、兵士とその妻を工場で働かせるよう促す通達が出された。これによって兵士はその家族ともども、ハプスブルク君主国の軍事のみならず産業の担い手としても活用されたのであったが、これには兵士の退役後の生活を支援する狙いもこめられていた。またヨーゼフ2世は軍に警察（ポリツァイ）活動を任せることを考え、退役した兵士を優先的に警官に採用するというアイデアを抱いており、軍に国家が従属することをおそれる宰相カウニッツと対立した¹⁷⁰⁾。

また18世紀中葉からは年金制度の整備がはじまり、軍人の家族の扶養についても配慮がなされるようになった¹⁷¹⁾。しかし、一般兵の年金はわずか20グルデンに過ぎず、十分なものとは言い難かった。また先に触れたように、給与水準はかなり低かったから、給金を貯めて退役後の生活に備えようにも、十分な貯金ができなかったことは容易に推察される。そして政府は、優秀な兵士に対しては昇進や褒賞などによって引き留める姿勢をみせたが、問題ありと見なせば、退役後にハンガリーに送るよう通達を出すなどしていた¹⁷²⁾。このような状況により、元兵士が零落して乞食となる状況は依然として続いた。このため、「三月前期」のウィーンにおいては、乞食が「剣の兄弟」と呼ばれ、物乞いをするのが「剣で戦う」と表現された¹⁷³⁾。

おわりに —— 「国民の創生」にむけて——

常備軍の必要性を確信した17世紀末より、ハプスブルク王権は軍を可能な限りその統制下におこうとした。そして実際、少なくとも制度的には、「軍隊の君主国化」は著しい進展を見せた¹⁷⁴⁾。そこで

理想とされたのは、忠良にして勇敢・優秀な自国民出身の兵士によって構成される、国家による管理監督が行き届いた軍隊であった。

しかし、現実はその理想から程遠かった。必要兵員数の確保という至上命題の前には、民族の問題も宗教の問題も二の次とせざるを得ず、言語の統一もはかれなかった。兵卒まで掌握することも不可能であり、国家と軍の間には、連隊という組織とその長が、中間権力として介在していた。それはちょうど一般社会において、国家と民衆の間に領主が中間権力として介在していたのと同じ構図であった。

軍に対する拒否反応は身分の高下を問わず強く、多くの人が軍役に嫌った。生命身体に危険がおよぶ可能性が高く、給与も社会的地位も低いうえ、離職にもさまざまな障害があり、今日でいうところの「生活インフラ」も充実しているとは言い難いとあっては、兵士という職業が魅力を欠いたのも当然であろう。「啓蒙の世紀」の息吹もある程度は届いていたが、内部では暴力と抑圧が依然として強力に幅を利かせていた。このような状況のもと、近世のハプスブルク君主国における軍人・兵士は、(1) 傭兵を生業とする人々、(2) 強制的な徴募の犠牲となって意に反して軍役につかされた人々、(3) それまでの生活環境から脱出して社会的上昇を果たす機会として軍役をとらえた人々のいずれかに大別できるように思われる。

こうした状況は、ハプスブルク君主国のみならず、近世ヨーロッパ諸国の軍隊が程度の差はあれ、みな抱えていた問題であった¹⁷⁵⁾。また当時においては、善良な市民の役割は税を払うことだとする考えがなお一般的であり、「健全な政治経済学も、これらの税を払うための金を作るように、市民は放っておくべきだと指示した。若い冒険心で促されなければ、市民は、戦争を引き起こすような決定することに参加したり、戦争が起こったときそれに参加したりすることは、要求されなかった」¹⁷⁶⁾。18世紀後半のドイツを代表する啓蒙主義知識人のフリードリヒ・ニコライも、「軍事は市民にとってまったく無縁な存在である。また命令や服従と同様に、ヒロイズムとも市民は無関係である」と述べている¹⁷⁷⁾。

しかしここで興味深いのは、18世紀後半になると、「国民」意識の発動をもって軍の統合を強化し、近世の軍隊が抱えていた諸問題の解決にあたらうとする意見が現れ始めたことである。

たとえばリースベックは、「オーストリア家の臣民が生来優秀な兵士であることは、すでに長きにわたって知られている」としつつも、「皇帝軍を支配している自負心は、国家のために有益な感情とするにはあまりに個人的すぎる」と述べ、「国民としての自負心 Nationalstolz」が欠如していることを問題視している¹⁷⁸⁾。ヨーゼフ2世は即位前後の時期からすでに、「愛国的な市民兵士 patriotische „soldatscitoyens“」による軍隊という構想を抱いており、その後も一貫して、平時にあっては市民として生活し、戦時にあっては武器をとって戦場に赴く平民層を主体とする「国民軍」を理想としていた¹⁷⁹⁾。フランスでは、ジャック・ド・ギベール伯が『戦術概論』(1772年)において、このように述

べている。「次のような国民がヨーロッパに生まれることを仮定してみよ。その精神においても資源においても政府においても活力ある国民。厳格な徳と国民的市民軍とが一緒になって決定された膨張政策に向かう国民。その目的を見失わず、いかに安く戦争をするか、いかに勝利によって生活するかを知り、財政的必要から武器を棄てることをよぎなくされない国民。そのような国民が、まるで北風が柔らかいアシを揺り動かすように、隣国を屈服させ、その脆弱な体制を打倒するのを、われわれは見ることになるであろう」¹⁸⁰⁾。そしてカントも、『永遠平和のために』において常備軍の廃止を主張しつつも、「国民 Staatsbürger が自由意思で参加する定期的な訓練によって武器の扱いに習熟し、それをもって自身とその祖国を外敵の攻撃から守ろうとすることは、まったく別である」と述べ、軍と「国民」とを結びつける考えを示している¹⁸¹⁾。

しかし、民衆は一般に「愛国心」とは無縁であった。なるほど、オーストリア継承戦争におけるバイエルン・フランス連合軍の侵攻（1741年）および第二次シュレージエン戦争、あるいは七年戦争の折などに、ハプスブルク君主国の民衆は危難に晒されている国家を積極的に支えようとした¹⁸²⁾。しかし、ボヘミアの民衆が第一次シュレージエン戦争の折にはバイエルン選帝侯を歓迎したことが示すように¹⁸³⁾、民衆の興味関心は何よりもまず自らの生活環境の良化にあったのであり、それを最も高い水準で保障してくれると思われる相手に期待を寄せたまでのことであった。実際、ナポレオン戦争期には、オーストリアの農民はナポレオンに大きな期待をかけた。彼らはラインラントの農民がナポレオン軍によって「解放」されたことも、プロイセンがナポレオン戦争における敗北を機に改革に乗り出したことも知っており、同種の事態がオーストリアにおいても起きることを望んだのである。下オーストリアの市場町アルトペラの司祭レオポルト・アイゲルは日記に次のように記している。「一般に、この地区の農民が敵軍の到着をひそかに心待ちにしていることは、否定のしようがない。彼らは敵軍によってすべての負担から解放されると信じているのだ。アスペルンそしてエスリンクにおける勝利がおとぎ話でないことを彼らに納得させるのは難しい。なぜならこのニュースは彼らの希望的観測にそぐわないからだ」¹⁸⁴⁾。クートリッヒが19世紀前半における故郷の農民について述べたように、本稿が対象とする時期において、民衆にとって国家はなお縁遠い存在であり、「租税の支払いと軍事のみが、農民と国家を結びつけていた」といえるだろう¹⁸⁵⁾。

しかし、フランス革命とナポレオン戦争がもたらした動乱の後には、「国民」意識を抜きに軍隊を構成することは不可能になった。そこで必要とされたのは、個々の「民族」や「地域」ではなく、「ハプスブルク君主国そのもの」に向けられた「愛国心」である。このような種類の愛国心は、臣民たる者みなすべて抱くべきとヨーゼフ2世がすでに考えていたものであり、貴族を中心とする政治エリート層には、ハプスブルク君主を一種のシンボルとする「王朝敬愛心 Dynastischer Patriotismus」という形により、ある程度共有されてもいた¹⁸⁶⁾。しかし一般大衆にこのような意識は生まれておらず、ハプスブルク君主国は以後その崩壊にいたるまで、民族主義の台頭に直面しつつ「国民」意識の醸成をは

かるという難題と苦闘することになる。それを本稿にて扱うことはもはやできないが、その試みの結果の一つを我々はたとえば、第一次大戦にハプスブルク君主国の一兵士として参加し、生涯を通じてハプスブルク君主国の兵士を作品に登場させ続けたガリツィア出身のユダヤ系作家ヨーゼフ・ロートの作品群に垣間見ることができるだろう。

注

- 1) 久米邦武編 (田中彰校注)『特命全権大使 米欧回覧実記』第4巻 (岩波文庫、1990年)、393頁。
- 2) 鈴木直志「近世ドイツにおける軍隊と社会：『軍隊の社会史』研究によせて」『桐蔭法学』第6巻第1号 (1999年)、181-212頁；阪口修平「近世ドイツ軍事史研究の現況」『史学雑誌』第110巻第6号 (2001年)、84-103頁；阪口修平編『ヨーロッパ史における軍隊と社会』(日本学術振興会、2006年)；丸島宏太「下からの軍事史と軍国主義論の展開 —ドイツにおける近年の研究から—」『西洋史学』第226号 (2007年)、38-51頁；阪口修平・丸島宏太編『近代ヨーロッパの探究12 軍隊』(ミネルヴァ書房、2009年)；渋谷聡編『近世ヨーロッパの戦争から見る国家とアイデンティティの形成に関する総合的研究』(日本学術振興会、2010年)；プレーヴェ、R. (阪口修平監訳、丸島宏太・鈴木直志訳)『19世紀ドイツの軍隊・国家・社会』(創元社、2010年)；阪口修平編『歴史と軍隊 軍事史の新しい地平』(創元社、2010年)；三宅正樹・石津朋之・新谷卓・中島浩樹編『ドイツ史と戦争 「軍事史」と「戦争史」』(彩流社、2011年)。
- 3) Hochedlinger, M., 'Bella gerant alii...?' On the State of Early Modern Military History in Austria. In: *Austrian History Yearbook*. Vol.30 (1999), 237-277; Ders., Quellen zum kaiserlichen bzw. k. k. Kriegswesen. In: Pauser, J. / Scheutz, M. / Winkelbauer, Th. (Hg.), *Quellenkunde der Habsburgermonarchie (16.-18. Jahrhundert)*. Ein exemplarisches Handbuch. Wien / München 2004, 162-181.
- 4) 武藤真也子「ハプスブルク帝国における二重制の形成と軍制再編」『東欧史研究』第20号 (1998年)、45-64頁；大津留厚『[増補改訂] ハプスブルクの実験 —多文化共存を目指して』(春風社、2007年)、第三章。
- 5) 岩崎周一「〈共通の危機〉が国家をつくる —近世ハプスブルク君主国における軍事と諸身分—」『一橋社会科学』第4号 (2008年)、169-212頁。
- 6) Szabo, F. A., *Kaunitz and Enlightened Absolutism 1753-1780*. Cambridge university press 1994, 282.
- 7) 阪口修平「近世ドイツにおける「軍隊社会」について：基礎データを中心に」『紀要』(中央大学文学部史学科)第46号 (2001年)、34頁。
- 8) Dickson, P. G. M., *Finance and Government under Maria Theresia 1740-1780*. Vol.2. Oxford 1987, Appendix A; Knittler, H., Die Donaumonarchie 1648-1848. In: Mieck, L. (Hg.), *Europäische Wirtschafts- und Sozialgeschichte von der Mitte des 17. Jahrhunderts bis zur Mitte des 19. Jahrhunderts* (Handbuch der europäischen Wirtschafts- und Sozialgeschichte. Bd. 4), Stuttgart 1993, 890. なお兵数における公称と実数の相違については、岩崎「共通の危機が国家をつくる」、第二章を参照。
- 9) Pálffy, G., Türkenabwehr, Grenzsoldatentum und die Militarisation der Gesellschaft in Ungarn in der frühen Neuzeit. In: *Historisches Jahrbuch*. Bd.123 (2003), 148.
- 10) Supplementum Codicis Austriaci... Bd.5. Wien 1777, 1257.

- 11) Wrede, A., *Geschichte der K. und K. Wehrmacht. Die Regimenter, Corps, Branchen und Anstalten von 1618 bis Ende des XIX. Jahrhunderts.* Bd.1. Wien 1898, 97.
- 12) Duffy, Ch., *The Army of Maria Theresa. The Armed Forces of Imperial Austria, 1740-1780.* New York 1977, 47.
- 13) Dickson, *Finance and Government.* Vol.2., 351. なおこの場合の「ドイツ」とは、ハンガリー・イタリア・ベルギー以外という程度の意味である。
- 14) Hochedlinger, M., *Austria's Wars of Emergence. War, States and Society in the Habsburg Monarchy 1683-1797.* London 2003, 294.
- 15) Duffy, *The Army of Maria Theresa*, 28.
- 16) Supplementum Codicis Austriaci... Bd.5., 1289-1301.
- 17) Wrede, *Geschichte der K. und K. Wehrmacht.* Bd.1., 102-103.
- 18) Silber, M. K., From Aliens to Citizen Soldiers: Jewish Military Service in the Era of Joseph II. In: Judson, P. M. / Rozenbilt, M. L. (eds.), *Constructing Nationalities in Central Europe.* New York 2004, 19-36.
- 19) 大津留 『[増補改訂] ハプスブルクの実験』、70-71 頁。
- 20) Brunner, O., *Adeliges Landleben und europäischer Geist. Leben und Werk Wolf Helmhards von Hohberg 1612-1688.* Salzburg 1949, 38-39.
- 21) H・バラージュ・エーヴァ (渡邊昭子・岩崎周一訳) 『ハプスブルクとハンガリー』(成文社、2003年)、99 頁。
- 22) Duffy, *The Army of Maria Theresa*, 56.
- 23) Küchelbecker, J. B., *Allerneueste Nachricht von römisch = kaiserliche Hofe nebst einer ausführlichen historischen Beschreibung der kaiserlichen Residenz = Stadt Wien, und der umliegenden Oerter, Theils aus den Geschichten, theils aus eigener Erfahrung zusammen getragen und mit sauberen Kupffern aus Licht gegeben.* Hannover 1730, 276.
- 24) 下オーストリアおよびシュレージエンでは、三十年戦争以降も貴族に対してのみ、例外的にルター派信仰の保持が容認された。
- 25) Schopf, D., *Die im Zeitraum von 1620-1740 erfolgten Neuaufnahmen in den NÖ. Herrenstand.* Phil. Diss. Wien 1966, 203-204.
- 26) Kuntke, B., *Friedrich Heinrich von Seckendorff (1673-1773).* Husum 2007.
- 27) 宗教改革後に分立したキリスト教諸宗派が、政治・社会状況と密接に結びついて相互に関連しつつ、異宗派を弾圧する一方で人々の内面に浸透していった過程をさす用語。近世ヨーロッパの支配層はしばしば自らが奉じる特定の宗派と結託し、支配領域の統合を進展させる手段として「宗派化」を活用した。
- 28) ハプスブルク家においては、厳格なカトリック教育に支えられて育まれた敬神の意識がやがて「神に選ばれたる王家」という王朝意識と結合し、17世紀後半に独特の信仰理念となって結実した。これを「ピエタース・アウストリアカ Pietas Austriaca」と呼ぶ。Coreth, A., *Pietas Austriaca. Österreichische Frömmigkeit im Barock.* Wien 1982.
- 29) Khevenhüller, L. A, *Kurzer Begriff aller militarischen Operation, so wohl im Feld als Festungen, aus welchem sich ein erfahrender Officier ganz leicht ersehen kan, was er in einem zu thun, im andern aber sich praecautioniren solle.* Wienn 1757, 5, 45.

- 30) Küchelbecker, *Allerneueste Nachricht*, 276. 軍においてプロテスタンティズムに基づく司牧が容認されるのは、ようやく1860年のことであった。Hochedlinger, *Quellen zum kaiserlichen bzw. k. k. Kriegswesen*, 176.
- 31) 「どの宿営でも、うろつき回るカトリックの坊主どもに悩まされた。連中が言うところによると、わたしはもうあの世行き間違いなし、ならば死ぬ前にかならずや改宗させずにおくものかという覚悟だった」。コンセンツィウス、E. 編（佐藤正樹訳）『大選帝侯軍医にして王室理髪師 ヨーハン・ディーツ親方自伝』（白水社、2001年）、51頁。
- 32) Duffy, *The Army of Maria Theresa*, 134.
- 33) カウニッツはこの勲章の制定についての意見書において、軍には多くのプロテスタントがいるので、勲章に聖人の名を冠したり図像を用いることは適当でないと進言した。Ludwigstorff, G., *Der österreichische „Militär-Ehren-Orden“*. Die Geschichte des Maria-Theresien-Ordens bis zum Ende des 18. Jahrhunderts. In: *Land Niederösterreich / Österreichische Gesellschaft für Ordenskunde* (Hg.), *Barock – Blütezeit der europäischen Ritterorden*. Ausstellung Schallaburg 2000, 27-30.
- 34) Kienast, A., *Das Wehrwesen in Österreich*. In: *Oesterreichischer Erbfolgekrieg. 1740-1748*. Nach den Feld-Akten und anderen authentischen Quellen bearbeitet in der kriegsgeschichtlichen Abteilung des k. und k. Kriegsarchivs. 1.Bd. Wien 1896, 372-429; Hochedlinger, *Austria's Wars of Emergence*, 297-316. なお1個連隊の維持に必要な経費は歩兵と騎兵の間にさしたる差はなく、月額1万1000グルデン前後であった。Kienast, *Das Wehrwesen in Österreich*, 387, 409.
- 35) Küchelbecker, *Allerneueste Nachricht*, 275; Wrede, *Geschichte der K. und K. Wehrmacht*. Bd.1., 60-66.
- 36) Duffy, *The Army of Maria Theresa*, 32-33.
- 37) Küchelbecker, *Allerneueste Nachricht*, 274-275; Kienast, *Das Wehrwesen in Österreich*, 373, 386; Duffy, *The Army of Maria Theresa*, 59-61.
- 38) Lichtenstern, J., *Staatsverfassung der Österreichischen Monarchie*. Wien 1791, 312.
- 39) Hochedlinger, *Austria's Wars of Emergence*, 103.
- 40) Hochedlinger, *Austria's Wars of Emergence*, 117.
- 41) Duffy, *The Army of Maria Theresa*, 221-245 (Appendix: List of Regiments).
- 42) Schopf, *Die im Zeitraum von 1620-1740 erfolgten Neuaufnahmen in den NÖ. Herrenstand*, 252-253; Montecuccoli, A. L. Z., *Die niederösterreichischen Stände und die Genesis der Revolution in Österreich im Jahre 1848*. Wien / St. Pölten 1852.
- 43) Duffy, *The Army of Maria Theresa*, 17; Kienast, *Das Wehrwesen in Österreich*, 419-420; Press, V., *The Habsburg Court as Center of the Imperial Government*. In: *Journal of Modern History*. Vol. 58 (Supplement) (1986), 23-45.
- 44) Press, V. / Willoweit, D. (Hg.), *Liechtenstein – Fürstliches Haus und staatliche Ordnung*. Vaduz / München / Wien 1988; Heilingsetzer, G., *Fata Starhembergica*. Aristokratie, Staat und Militär zur Zeit des Prinzen Eugen am Beispiel des Hauses Starhemberg. In: Gutkas, K. (Hg.), *Prinz Eugen und das barocke Österreich*. Salzburg / Wien 1985, 87-98; Barker, Th. M., *Military Nobility: the Daun Family and the Evolution of the Austrian Officer Corps*. In: Barker, Th. M., *Army, Aristocracy, Monarchy: Essays on War, Society, and Government in Austria, 1618-1780*. New York 1982, 128-146.

- 45) Preradovich, N., Die politisch-militärische Elite in „Österreich“ 1526-1918. In: Saeculum. Bd.15 (1964), 393-420; Barker, *Army, Aristocracy, Monarchy*, 22-60; Göse, F., Zum Verhältnis von landadliger Sozialisation zu adliger Militärkarriere. Das Beispiel Preußen und Österreich im ausgehenden 17. und 18. Jahrhundert. In: Mitteilungen des Instituts für österreichische Geschichtsforschung. Bd.109 (2001), 118-153.
- 46) Evans, R. J. W., *The Making of the Habsburg Monarchy 1550-1700: an Interpretation*. Oxford 1979, 178; Bruckmüller, E., Sozialgeschichte Österreichs. Wien 1985, 238-239.
- 47) Van Horn Melton, J., The Nobility in the Bohemian and Austrian Lands, 1620-1780. In: Scott, N. M. (ed.), *The European Nobilities in the 17th and 18th Centuries*. Vol.2. London 1995, 124.
- 48) Socher, S., *Der niederösterreichische Ritterstand 1711-1780*. Phil. Diss. Wien 1976, 20-26.
- 49) Hohberg, W. H. von., *Georgica curiosa aucta, das ist: Umständlicher Bericht und klarer Unterricht von dem vermehrten und verbesserten adelichen Land- und Feld-Leben, auf alle in Teutschland übliche Land- und Haus-Wirthschafften gerichtet ...* 5. Aufl. Bd.1. Nürnberg 1715, 157.
- 50) Mochty-Weltin, Ch., Adeliges Leben in der ersten Hälfte des 18. Jahrhunderts. Die Aufzeichnungen der Gräfin Maria Elisabeth von Pergen. In: Mitteilungen aus dem niederösterreichischen Landesarchiv. Bd.12 (2005), 125, 145, 147.
- 51) 岩崎周一「〈中央〉の地域史 - 近世のハプスブルク君主国およびプロイセンにおける「中核」地域の特質比較」土肥恒之編『地域の比較社会史 ヨーロッパとロシア』（日本エディタースクール出版部、2007年）、207-242頁。
- 52) Van Horn Melton, *The Nobility in the Bohemian and Austrian Lands*, 138-139.
- 53) バラージュ『ハプスブルクとハンガリー』、190頁。
- 54) ボルペール、ピエール＝イヴ（深沢克己編）『啓蒙の世紀』のフリーメーソン』（山川出版社、2009年）。
- 55) Bruckmüller, Sozialgeschichte Österreichs, 330.
- 56) バラージュ『ハプスブルクとハンガリー』、50-60頁。
- 57) Riesbeck, J. K., *Briefe eines reisenden Franzosen über Deutschland an seinen Bruder zu Paris*. Zürich 1783 (Nachdruck: Stuttgart 1967), 165-166.
- 58) *Supplementum Codicis Austriaci...* Bd.6. Wien 1777, 428.
- 59) Hochedlinger, M., Rekrutierung – Militarisierung – Modernisierung. Militär und ländliche Gesellschaft in der Habsburgermonarchie im Zeitalter des aufgeklärten Absolutismus. In: Kroll, S. / Krüger, K. (Hg.), *Militär und ländliche Gesellschaft in der frühen Neuzeit*. Hamburg 2000, 369.
- 60) Khevenhüller-Metsch, R. / Schlitter, H. (Hg.), *Aus der Zeit Maria Theresias. Tagebuch des Fürsten Johann Josef Khevenhüller-Metsch, Kaiserlichen Obersthofmeisters 1742-1776. III 1752-1755*. Wien / Leipzig 1908, 150-151.
- 61) *Supplementum Codicis Austriaci...* Bd.5., 1256.
- 62) Beales, D., *Joseph II. Vol. I: In the Shadow of Maria Theresa, 1741-1780*. Cambridge 1987, 187.
- 63) Allmayer-Beck, J. Ch., Die Armee Maria Theresias und Josephs II. In: Zöllner, E. (Hg.), *Österreich im Zeitalter des aufgeklärten Absolutismus*. Wien 1983, 78.
- 64) *Supplementum Codicis Austriaci...* Bd.5., 574-575.
- 65) Beales, *Joseph II. Vol. I.*, 66-67.

- 66) Allmayer-Beck, J. Ch., *Das Herrwesen unter Joseph II.* In: *Stift Melk* (Hg.), *Österreich zur Zeit Kaiser Josephs II.* Wien 1980, 39.
- 67) Beales, *Joseph II.* Vol. I., 185.
- 68) Pezzl, J., *Beschreibung der Haupt- und Residenz-Stadt Wien.* Wien 1816, 251-254.
- 69) Riesbeck, *Briefe eines reisenden Franzosen*, 91.
- 70) Nicolai, F., *Beschreibung einer Reise durch Deutschland und die Schweiz im Jahre 1781.* Bd.3. Berlin 1784 (Nachdruck: Hildesheim / Zürich / New York 1994), 230.
- 71) Wandruszka, A., *Leopold II.* Bd.1. Wien / München 1963, 343, 365; 岩崎「〈共通の危機〉が国家をつくる」、189頁。
- 72) Kienast, *Das Wehrwesen in Österreich*, 465-466; *Supplementum Codicis Austriaci...* Bd.4. Wien 1752, 1138-1141.
- 73) Kienast, *Das Wehrwesen in Österreich*, 465; Pribram, A. F. (Hg.), *Materialien zur Geschichte der Preise und Löhne in Österreich.* Wien 1938, 264; Küchelbecker, *Allerneueste Nachricht*, 275; Wrede, *Geschichte der K. und K. Wehrmacht.* Bd.1., 96-102.
- 74) *Supplementum Codicis Austriaci...* Bd.5., 105, 341, 489, 1245; Bd.6., 3.
- 75) Hochedlinger, M. / Tantner, A. (Hg.), „...Der größte Teil der Untertanen lebt elend und mühselig“. *Die Berichte des Hofkriegsrates zur sozialen und wirtschaftlichen Lage der Habsburgermonarchie 1770-1771* (Mitteilungen des österreichischen Staatsarchivs. Sonderband 8). Wien 2005, 21, 28-29, 37-38, 48, 105, 107, 110.
- 76) 坂井『年貢を納めていた人々』、129頁。
- 77) 坂井『年貢を納めていた人々』、130頁。
- 78) Hochedlinger / Tantner (Hg.), „...Der größte Teil der Untertanen lebt elend und mühselig“, 144.
- 79) Hochedlinger, *Rekrutierung – Militarisierung – Modernisierung*, 358.
- 80) *Supplementum Codicis Austriaci...* Bd.5., 1256.
- 81) *Supplementum Codicis Austriaci...* Bd.5., 21, 166.
- 82) ラーンシュタイン, P. (上西川原章訳)『ゲート時代の生活と日常 証言と報告 1750–1805年』(法政大学出版局、1996年)、677頁。
- 83) Duffy, *The Army of Maria Theresa*, 48-49.
- 84) *Supplementum Codicis Austriaci...* Bd.5., 1256.
- 85) Riesbeck, *Briefe eines reisenden Franzosen*, 90.
- 86) ラーンシュタイン『ゲート時代の生活と日常』、661–667頁；ラウクハルト, F. Ch. (上西川原章訳)『ゲート時代のひとつの断面 – 自伝「人生の有為転変」』(三修社、1994年)、100–105頁。
- 87) ラウクハルト、『ゲート時代のひとつの断面』、104頁。なおラウクハルトは後にもう一度皇帝軍の募兵官に勧誘されており、そのことに触れた際に、諸国の募兵官の相違について次のように述べている。「フランクフルトではプロイセン人はデンマーク人やオーストリア人とまるで異なる役回りを演じている。後の両者は共に数ではプロイセン人はるかに凌ぐが、金がなく、従って出費もままならず、誘いの手もいっそうままならぬということだ。「総じて皇帝の募兵官とプロイセンやデンマークの募兵官の間には、大きな差がある。皇帝の募兵官は万事成り行き任せで、相手に応募する気があるか否かを尋ねると、

それで満足する。そして確実になるまではビター文おごらないか、それともいわゆる無駄な費用というものをかけない。ところがプロイセンやデンマークの募兵官は、以前はあらゆる策略を、必ずしも公正の法には合致しない策略まで用いていた。[……] オーストリア人はつねに平和的で、自発的に手に入らないものを無理やり手に入れようとはしない」。ラウクハルト、前掲書、285頁。

- 88) Sikora, M., Disziplin und Desertion. Strukturprobleme militärischer Organisation im 18. Jahrhundert. Berlin 1996; Bröckling, U. / Sikora, M. (Hg.), Armeen und ihre Deserteure. Vernachlässigte Kapitel einer Militärgeschichte der Neuzeit. Göttingen 1998.
- 89) Supplementum Codicis Austriaci... Bd.5., 179-182.
- 90) Kroener, B. R., Die materiellen Grundlagen österreichischer und preußischer Kriegsanstrengungen 1756-1763. In: Ders. (Hg.), Europa im Zeitalter Friedrichs des Großen. Wirtschaft, Gesellschaft, Kriege. München 1999, 56.
- 91) ラウクハルト, F. Ch. (上西川原章訳) 『ドイツ人の見たフランス革命 — 一従軍兵士の手記 —』(白水社、1992年)、291頁。
- 92) Kienast, Das Wehrwesen in Österreich, 422-423; Duffy, *The Army of Maria Theresa*, 14.
- 93) プレーカー, U. (阪口修平、鈴木直志訳) 『スイス傭兵プレーカーの自伝』(刀水書房、2000年)、138-140頁。
- 94) Duffy, *The Army of Maria Theresa*, 47.
- 95) Supplementum Codicis Austriaci... Bd.5., 111-112, 439-440, 526-527; Bd.6., 781-782, 1342.
- 96) Niederösterreichisches Landesarchiv (以下 NÖLA と略記) Codex Provincialis Bd. 3., 1728.
- 97) 足立昌勝 『国家刑罰権力と近代刑法の原点』(白順社、1993年)、281頁。
- 98) NÖLA. Codex Provincialis Bd. 1., 355.
- 99) Supplementum Codicis Austriaci... Bd.5., 517.
- 100) Supplementum Codicis Austriaci... Bd.4., 660; Bd.5., 144; Bd.6., 125-126, 592-593, 1065-1066.
- 101) Hochedlinger, *Austria's Wars of Emergence*, 292.
- 102) Hochedlinger, Rekrutierung – Militarisierung – Modernisierung, 351. 徴募区域制については、岩崎「〈共通の危機〉が国家をつくる」、189-190頁を参照。
- 103) Kienast, Das Wehrwesen in Österreich, 472-473.
- 104) Wunder, B., Die Institutionalisierung der Invaliden-, Alters- und Hinterbliebenenversorgung der Staatsbediensteten in Österreich (1748-1790). In: Mitteilungen des Instituts für österreichische Geschichtsforschung. Bd.92 (1984), 348-350.
- 105) Supplementum Codicis Austriaci... Bd.4., 641-642.
- 106) Supplementum Codicis Austriaci... Bd.5., 490-496; Bd.6., 4-5; Kretschmayr, H. (Hg.), Die österreichische Zentralverwaltung. II. Abteilung. von der Vereinigung der österreichischen und böhmischen Hofkanzlei bis zur Einrichtung der Ministerialverfassung (1749-1848). 2. Band. Die Zeit des Directoriums in publicis cameralibus (Vorstudien 1743-1749. Das Directorium 1749-1760) Aktenstücke. Wien 1925, 386-391.
- 107) Wunder, Die Institutionalisierung, 353-354.
- 108) Hochedlinger, *Austria's Wars of Emergence*, 311.
- 109) ラウクハルト 『ドイツ人の見たフランス革命』、106頁。

- 110) ラウクハルト 『ドイツ人の見たフランス革命』、101、314 頁。
- 111) Pribram (Hg.), *Materialien zur Geschichte der Preise und Löhne*, 564.
- 112) ラウクハルト 『ゲーテ時代のひとつの断面』、285 頁。
- 113) Pribram (Hg.), *Materialien zur Geschichte der Preise und Löhne*, 571-595, 738-745.
- 114) *Supplementum Codicis Austriaci...* Bd.5., 316.
- 115) Pribram (Hg.), *Materialien zur Geschichte der Preise und Löhne*, 264-266.
- 116) Duffy, *The Army of Maria Theresa*, 55. ただし七年戦争の末期には、将校に対する特別手当の支給が財政難のため中止されている。Kroener, *Die materiellen Grundlagen*, 73.
- 117) ラウクハルト 『ゲーテ時代のひとつの断面』、285 頁。
- 118) *Supplementum Codicis Austriaci...* Bd.2. Wien 1704, 223-238.
- 119) Kienast, *Das Wehrwesen in Österreich*, 381; Küchelbecker, *Allerneueste Nachricht*, 275.
- 120) ラーンシュタイン 『ゲーテ時代の生活と日常』、681 頁。
- 121) Kienast, *Das Wehrwesen in Österreich*, 406.
- 122) Duffy, *The Army of Maria Theresa*, 69.
- 123) Riesbeck, *Briefe eines reisenden Franzosen*, 131.
- 124) Kienast, *Das Wehrwesen in Österreich*, 483-485; Pribram (Hg.), *Materialien zur Geschichte der Preise und Löhne*, 265-266.
- 125) ラーンシュタイン 『ゲーテ時代の生活と日常』、681 頁。
- 126) Beales, *Joseph II. Vol. I.*, 339-343.
- 127) Duffy, *The Army of Maria Theresa*, 54.
- 128) Rill, R., *Der Festungs- und Kasernenbau in der Habsburgermonarchie*. In: *Das achtzehnte Jahrhundert und Österreich*. Bd.11 (1996), 55-69.
- 129) *Supplementum Codicis Austriaci...* Bd.6., 1184.
- 130) Duffy, *The Army of Maria Theresa*, 54-55.
- 131) Kudlich, H., *Rückblicke und Erinnerungen*. Bd.1 Wien / Pest / Leipzig 1873, 61- 64.
- 132) Hochedlinger, M., *Der gewaffnete Doppeladler. Ständische Landesdefension, Stehendes Heer und „Staatsverdichtung“ in der frühneuzeitlichen Habsburgermonarchie*. In: Mat'a, P. / Winkelbauer, Th. (Hg.), *Die Habsburgermonarchie 1620 bis 1740. Leistungen und Grenzen des Absolutismusparadigmas*. Stuttgart 2006, 237.
- 133) Kienast, *Das Wehrwesen in Österreich*, 423.
- 134) Duffy, *The Army of Maria Theresa*, 50; Wrede, *Geschichte der K. und K. Wehrmacht*. Bd.1., 102-103.
- 135) *Supplementum Codicis Austriaci...* Bd.6., 401, 421.
- 136) Duffy, *The Army of Maria Theresa*, 58.
- 137) Duffy, *The Army of Maria Theresa*, 51.
- 138) *Supplementum Codicis Austriaci...* Bd.5., 1206-1207.
- 139) *Supplementum Codicis Austriaci...* Bd.6., 789-790.
- 140) ラウクハルト 『ドイツ人の見たフランス革命』、56 頁。
- 141) NÖLA. *Verordnetenprotokolle Nr.159*, 281 (18. Dezember 1683).

- 142) Supplementum Codicis Austriaci... Bd.4., 1138-1141; Bd.5., 183-186, 745-748; Bd.6., 363-366.
- 143) Supplementum Codicis Austriaci... Bd.6., 861, 1022-1023, 1063.
- 144) NÖLA. Codex Provincialis Bd. 1., 569-580; Bd.3., 1730-1731.
- 145) Hohberg, *Georgica curiosa aucta*. Bd.1., 159.
- 146) ラウクハルト 『ドイツ人の見たフランス革命』、337 頁。なお、事態を知ったディジョンの治安判事の命により、「棍棒殿の専制は終わりをつけた」。
- 147) Hochedlinger, *Quellen zum kaiserlichen bzw. k. k. Kriegswesen*, 177.
- 148) Wunder, *Die Institutionalisierung*, 356-357, 365.
- 149) ラウクハルト 『ドイツ人の見たフランス革命』、114 頁。
- 150) Duffy, *The Army of Maria Theresa*, 57.
- 151) Supplementum Codicis Austriaci... Bd.6., 1084-1091.
- 152) Nicolai, F., *Beschreibung einer Reise durch Deutschland und die Schweiz im Jahre 1781*. Bd.2. Berlin 1783 (Nachdruck Hildesheim / Zürich / New York 1994), 551-560.
- 153) Bruckmüller, *Sozialgeschichte Österreichs*, 272-273.
- 154) Hochedlinger, *Rekrutierung – Militarisierung – Modernisierung*, 327.
- 155) Hochedlinger, *Austria's Wars of Emergence*, 140-141.
- 156) Balisch, A., *Die Entstehung des Exerzierreglements von 1749*. In: *Mitteilungen des österreichischen Staatsarchivs*. Bd.27 (1974), 170-194.
- 157) Zeiner, H., *Geschichte des österreichischen Generalstabes*. Wien 2006, 114.
- 158) Supplementum Codicis Austriaci... Bd.5., 1256.
- 159) Winkelbauer, Th., *Robot und Steuer. Die Untertanen der Waldvierteler Grundherrschaften Gföhl und Altpölla zwischen feudaler Herrschaft und absolutischen Staat (vom 16. Jahrhundert bis zum Vormärz)*. Wien 1986, 215.
- 160) Duffy, *The Army of Maria Theresa*, 25.
- 161) Supplementum Codicis Austriaci... Bd.5., 1256.
- 162) Kienast, *Das Wehrwesen in Österreich*, 419.
- 163) Hochedlinger, *Rekrutierung – Militarisierung – Modernisierung*, 369-670.
- 164) Allmayer-Beck, *Die Armee Maria Theresias und Josephs. II.*, 78.
- 165) Kudlich, *Rückblicke und Erinnerungen*. Bd.1., 60.
- 166) Supplementum Codicis Austriaci... Bd.1. Wien 1704, 4-5; Bd.3. Wien 1748, 757.
- 167) Wunder, *Die Institutionalisierung*, 344, 360.
- 168) Braubach, M., *Prinz Eugen von Savoyen: eine Biographie*. Bd. 5. *Mensch und Schicksal*. München 1965, 28.
- 169) Supplementum Codicis Austriaci... Bd.6., 402-404.
- 170) Beales, *Joseph II*. Vol. I., 175.
- 171) Wunder, *Die Institutionalisierung*, 356-369.
- 172) Supplementum Codicis Austriaci... Bd.6., 452.
- 173) 良知力 『青きドナウの乱痴気 ウィーン 1848 年』(平凡社、1993 年)、69 頁。
- 174) 岩崎 「〈共通の危機〉が国家をつくる」、179-194 頁。

- 175) 阪口修平『プロイセン絶対王政の研究』（中央大学出版部、1988年）第三部；鈴木直志『ヨーロッパの傭兵』（山川出版社、2003年）；阪口・丸島編『近代ヨーロッパの探究 12 軍隊』第I部；ハワード、M.（奥村房夫・奥村大作訳）『改訂版 ヨーロッパ史における戦争』（中公文庫、2010年）第4章。
- 176) ハワード『改訂版 ヨーロッパ史における戦争』125-126頁。
- 177) Nicolai, Beschreibung. Bd.3., 230.
- 178) Riesbeck, Briefe eines reisenden Franzosen, 119, 129.
- 179) Hochedlinger, Der gewaffnete Doppeladler, 249.
- 180) ハワード『改訂版 ヨーロッパ史における戦争』、128頁。
- 181) Kant, E., Zum ewigen Frieden: Ein philosophischer Entwurf. Herausgegeben von Rudolf Malter. Stuttgart 1984 / 2008, 5.
- 182) Schwerdfeger, J., Der bairische-französische Einfall in Ober- und Nieder-österreich (1741) und die Stände der Erzherzogtümer, II.Theil: Kurfürst Karl Albrecht in Nieder-österreich. In: Archiv für Österreichische Geschichte. Bd.91 (1902), 131-132; Browning, R., *The War of the Austrian Succession*. London 1993, 34, 182-183; Volz, G. B. (Hg.), Die Werke Friedrichs des Grossen. 2.Bd. Geschichte meiner Zeit. Berlin 1913, 177-178, 181, 188.
- 183) Browning, *The War of the Austrian Succession*, 65.
- 184) Winkelbauer, Robot und Steuer, 207. なおアスペルンそしてエスリンクにおける勝利とは、1809年5月下旬に同地でフランス軍がハプスブルク軍に敗れたことを指す。
- 185) Kudlich, Rückblicke und Erinnerungen. Bd.1., 58.
- 186) Winkelbauer, Th., Elements of Identity among the Nobility in the Bohemian and Austrian Lands during the 16th and 17th Centuries. In: *Regions and Identity in Central and Eastern Europe in the Early Modern Period*. Department of European History, Graduate School of Letters, Kyoto University. Kyoto 2004, 59.

The Army and Soldiers of the Early Modern Habsburg Monarchy

Shuichi IWASAKI

Abstract

Table of Contents

Introduction

1. Social Aspects of the Army

- (1) Military Population and Ethnic Structure
- (2) Language
- (3) Religion
- (4) Organization
- (5) Officers
- (6) Social Position
- (7) Recruiting
- (8) Desertion and Prisoners of War
- (9) Medical Services

2. The Soldier's Life

- (1) Payment
- (2) Uniforms and Equipment
- (3) Living Environment
- (4) Service Time
- (5) Discipline
- (6) Marriage and Matrimony
- (7) Soldiery
- (8) Promotion
- (9) Life after Discharge

Conclusion

Keywords : Army, Military Service, Early Modern Period, Habsburg Monarchy, National Consciousness